

## 第13章 公害等の苦情及び紛争の処理

### 第1節 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和54年度に取り扱った公害に関する苦情件数は8,778件であり、このうち新規に直接受理した件数は6,410件で、前年度に比して334件（5.2%）の増加となっている（表3-13-1）。

表3-13-1 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規 直接受理	他機関からの移送				
			計	市 他	府 町	村 県	
昭54	8,778	6,410	8	3	5	—	2,360
53	8,641	6,076	6	4	2	—	2,559

#### 第1 苦情の発生状況

##### 1 公害の種類別苦情件数

昭和54年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が5,850件で全体の91.3%を占めており、このうち騒音に関するものが2,603件で最も多く全体の40.6%を占め、次いで大気汚染1,767件（27.6%）、悪臭588件（9.2%）、振動446件（7.0%）、水質汚濁439件（6.8%）となっている（図3-13-1及び表3-13-2）。

図3-13-1 公害の種類別苦情件数の推移

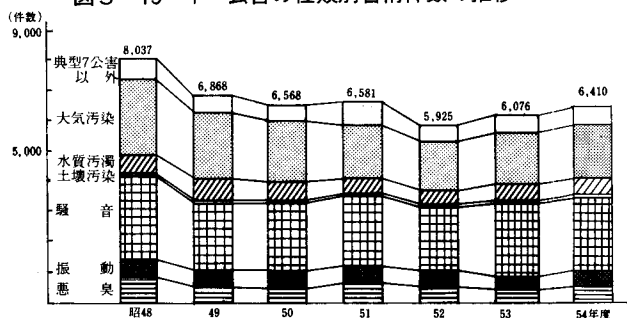


表 3-13-2 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年 度	昭 54		53	
	件数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典 型 7 公 害	大 気 汚 染	1,767	27.6 %	1,719	28.3 %
	水 質 汚 濁	439	6.8	475	7.8
	土 壌 汚 染	6	0.1	16	0.3
	騒 音	2,603	40.6	2,315	38.1
	振 動	446	7.0	429	7.1
	地 盤 沈 下	1	0.0	3	0.0
	悪 臭	588	9.2	539	8.9
	計	5,850	91.3	5,496	90.5
典 型 7 公 害 以 外 の もの	日 照 防 害	16	0.2	20	0.3
	電 波 障 害	23	0.3	36	0.6
	廃 棄 物	126	2.0	239	3.9
	そ の 他	395	6.2	285	4.7
	計	560	8.7	580	9.5
合 計		6,410	100.0	6,076	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した(以下表3-13-7について同じ)。

## 2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が990件で最も多く、全体の16.9%を占め、次いで繊維・衣服製造業247件(4.2%)、木材・家具・木製品製造業216件(3.7%)、機械・器具製造業190件(3.2%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、商店・飲食店が864件で最も多く、全体の14.8%を占め、これに土木・建築工事772件(13.2%)、一般家庭122件(2.1%)が続いている(表3-13-3)。

表3-13-3 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 54							53		53	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件 数	構成比	件 数	構成比
生 産 工 場	食 料 品	36	23	—	46	5	—	24	134	2.3%	160	2.9%
	織 維・衣 服	88	19	1	103	19	—	17	247	4.2	238	4.3
	木材・家具・木製品	119	2	—	80	2	—	13	216	3.7	201	3.6
	パルプ・紙製品	12	5	—	21	11	—	5	54	1.0	66	1.2
	石油・化学製品	84	19	—	25	7	—	48	183	3.1	158	2.9
	ゴム・皮革製品	20	3	—	13	6	—	10	52	0.9	37	0.7
	窯業・土石製品	36	6	1	26	1	—	8	78	1.3	92	1.7
	鉄鋼・非鉄金属製品	278	51	1	451	135	—	74	990	16.9	938	17.1
	機 械・器 具	44	17	—	95	17	—	17	190	3.2	201	3.6
	そ の 他	195	19	—	185	35	—	58	492	8.4	367	6.7
計	912	164	3	1,045	238	—	274	2,636	45.0	2,458	44.7	
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	53	6	—	23	2	—	16	100	1.7	103	1.9
	土 木・建 築 工 事	229	14	1	367	147	—	14	772	13.2	708	12.9
	交 通 機 関	7	—	—	85	25	—	1	118	2.0	182	3.3
	牧畜・養豚・養鶏場	6	11	—	—	—	—	38	55	0.9	74	1.3
	下水・清掃事業	7	14	—	6	—	—	13	40	0.7	62	1.1
	娛 楽 遊 興 ス ポー ツ 施 設	4	1	—	52	—	—	5	62	1.1	35	0.6
	一 般 家 庭	28	15	—	43	2	—	34	122	2.1	149	2.7
	鉱 業	1	1	—	1	—	—	—	3	0.1	6	0.1
	商 店・飲 食 店	83	15	—	712	11	—	43	864	14.8	641	11.7
	事 務 所	36	2	—	34	—	—	14	86	1.5	58	1.1
そ の 他	331	81	—	221	19	1	99	752	12.8	225	4.1	
不 明	70	115	2	14	2	—	37	240	4.1	795	14.5	
計	855	275	3	1,558	208	1	314	3,214	55.0	3,038	55.3	
合 計	1,767	439	6	2,603	446	1	588	5,850	100.0	5,496	100.0	

### 3 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,897件と最も多く、全体の32.4%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では3,071件と全体の半数以上(52.5%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,779件(30.4%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が722件(12.3%)となっている(表3-13-4)。

表3-13-4 被害の地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭 54							53			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	33	17	—	83	7	1	22	163	2.8	127	2.3
	第2種住居専用地域	265	86	2	489	57	—	112	1,011	17.3	835	15.2
	住居地域	557	104	2	902	160	—	172	1,897	32.4	1,944	35.4
	小 計	855	207	4	1,474	224	1	306	3,071	52.5	2,906	52.9
	近隣商業地域	54	10	—	151	16	—	27	258	4.4	175	3.2
	商業地域	97	2	—	274	37	—	54	464	7.9	450	8.2
	小 計	151	12	—	425	53	—	81	722	12.3	625	11.4
	準工業地域	480	116	1	487	122	—	107	1,313	22.5	1,231	22.4
	工業地域	137	29	—	136	38	—	42	382	6.5	339	6.2
	工業専用地域	46	7	—	17	3	—	11	84	1.4	57	1.0
	小 計	663	152	1	640	163	—	160	1,779	30.4	1,627	29.6
	そ の 他	78	42	—	53	6	—	31	210	3.6	268	4.8
計	1,747	415	5	2,592	446	1	578	5,782	98.8	5,426	98.7	
都市計画区域以外の区域	20	26	1	11	—	—	10	68	1.2	70	1.3	
合 計	1,767	439	6	2,603	446	1	588	5,850	100.0	5,496	100.0	

### 4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が4,287件で最も多く、全体の73.3%を占め、次いで健康に対する被害717件(12.2%)、財産に対する被害565件(9.7%)となっている(表3-13-5)。

表3-13-5 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭 54								53		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		件数	構成比
									件数	構成比		
健康		278	11	—	306	20	—	102	717	12.2%	611	11.1%
財産		431	24	2	15	85	—	8	565	9.7	518	9.4
動物・植物		25	91	4	1	—	—	3	124	2.1	138	2.5
感覚的・心理的		983	262	—	2,242	336	1	463	4,287	73.3	4,059	73.9
その他		50	51	—	39	5	—	12	157	2.7	170	3.1
合計	件数	1,767	439	6	2,603	446	1	588	5,850	—	5,496	—
	構成比	30.2	7.5	0.1	44.5	7.6	0.0	10.1	—	100.0	—	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

## 第2 苦情の処理状況

昭和54年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決(直接処理)したものは5,946件で、取扱件数8,778件の67.7%を占め、前年度に比して0.3パーセントの減少となっている(表3-13-6)。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,136件と最も多く、全体の19.1%を占め、次いで作業の停廃止、行為の中止769件(12.9%)、防除施設の設置・改善714件(12.0%)、生産工程・作業方法の改善563件(9.5%)となっている(表3-13-7)。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表3-13-8及び表3-13-9のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表3-13-10のとおりである。

表3-13-6 苦情処理件数

年度	合計	処 理 件 数						その他翌年度へ繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村 他府県	警 察	国の機関	他の機関	
昭54	8,778	5,946	262	56	67	26	113	2,570
53	8,641	5,877	197	26	60	49	62	2,567

表 3-13-7 処理内容別苦情処理件数

公害の種類 処理内容	典 型 7 公 害									典 型 7 以外 の 苦 情	合 計	
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 沈 盤 下	悪 臭	計	件 数		構 成 比 %	
工場等移転	40	2	—	72	24	—	14	152	—	152	2.5	
作業停・廃止 行為の中止	484	16	—	173	28	—	41	742	27	769	12.9	
防除施設の設置・改善	224	56	—	291	45	—	71	687	27	714	12.0	
機械施設の移転	15	1	—	75	10	—	5	106	3	109	1.8	
機械施設の改善	134	22	—	174	13	—	31	374	6	380	6.4	
故障の修理復旧	57	28	—	63	10	—	14	172	10	182	3.1	
生産工程・作業方法 の改善	229	18	1	182	40	—	69	539	24	563	9.5	
作業時間の変更	10	2	—	224	12	—	5	253	2	255	4.3	
原因物質の除去等	46	65	3	14	3	—	34	165	150	315	5.3	
府・市町村の措置 又は説明に納得	207	82	—	480	125	1	107	1,002	134	1,136	19.1	
当事者間で解決	54	22	1	215	59	—	27	378	61	439	7.4	
そ の 他	197	93	—	425	62	—	80	857	75	932	15.7	
合 計	1,697	407	5	2,388	431	1	498	5,427	519	5,946	100.0	

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 3-13-8 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (昭和54年)

公害の種類		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物等	合計
区 分 処理	説諭等	28	9	1,149	1	37	84	1,308
	行政引継ぎ (通報)	16	16	43	4	39	66	184
合 計		44	25	1,192	5	76	150	1,492

(注) 1 交通公害を除く。

2 「説諭等」とは警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

表 3-13-9 公害関係専犯検挙状況 (昭和54年)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	悪臭	廃棄物等	合計
検挙件数	6	23	1	172	202

表3-13-10 農業関係の苦情処理状況（昭和54年度）

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況(苦情内容)	措置
大気汚染	タンク車からの塩素系ガスもれ事故	昭54.8.3	水稲、ネギ、大阪シロナ、いちご	豊中市浜2丁目～3丁目	水稲、ネギ、大阪シロナ、いちごの葉枯れ	現地調査及び土壌分析の結果、水稲、野菜の葉枯れの原因は、塩素ガスによるものと判定。また、今後の農作物栽培は、被害田の表層と下層を混合すれば問題なしと判定。 (昭54.9.21回答)
水質汚濁	工場排水	54.8.10	水稲	岸和田市下松町	水稲玄米中のカドミウムの汚染の有無	現地調査及び土壌作物体分析の結果、いずれも玄米中のカドミウム濃度が1ppm以上の汚染米はなかった。0.4ppm以上の玄米が2ほ場認められたので食用作物以外の転作を指導。また、やむを得ず水稲を栽培する場合には、土壌改良剤の投入及び深耕を行い、作付期間中は湛水状態で栽培することを指導。 (昭55.1.5回答)

## 第2節 公害紛争の処理

### 第1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、公害問題に造りかけの深い大学教授、弁護士など15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

### 第2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和54年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は39件、終結件数は25件である。このうち昭和54年度中における取扱件数は、前年度からの繰

越し13件、新規受理6件の、合計19件でこれらについて紛争の調停の進めてきた結果、5件が終結した（表3-13-11及び表3-13-12）。

表3-13-11 公害紛争の取扱状況

(昭和55年3月31日現在)

年 度	件 数	受 理 件 数	終 結 件 数	翌年度への繰越件数
昭45～49		16	7	9
50		4	3	10
51		2	2	10
52		5	2	13
53		6	6	13
54		6	5	14
合 計		39	25	—



表3-13-12 公害紛争の処理(終結)概要(昭和54年度)

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
昭和50年(調)第5号(鶴見区圧延工場)参加申立事件 [ 大阪市鶴見区における圧延工場から発生する騒音・振動等による被害に対する損害賠償請求 ] 調停委員 大和田 國夫 (長) 木 俣 正 夫 関 田 政 雄	調 停	参加申立 昭50. 6. 26 受 付 50. 6. 26 許可決定 50. 7. 28 終 結 54. 5. 8	昭和50年度 6回 51年度 8回 52年度 5回 53年度 5回 合 計 24回
昭和47年(調)第3号(泉北線事件)及び昭和50年(調)第6号(泉北線)参加申立事件 [ 高速道路大阪泉北線及び同附属街路並びに阪和線の立体高架化計画の取りやめ請求 ] 調停委員 松 山 茂二郎 (長) 大 川 立 夫 庄 司 光	調 停	申 請 昭47. 10. 14 受 付 47. 10. 14 受 理 47. 10. 23 参加申立 50. 9. 30 受 付 50. 9. 30 許可決定 50. 10. 24 終 結 54. 10. 29	昭和47年度 5回 48年度 9回 49年度 7回 50年度 5回 51年度 11回 52年度 12回 53年度 13回 54年度 8回 合 計 70回
昭和54年(調)第1号(谷町建築騒音)事件 [ 大阪市南区におけるマンション建築工事に対する公害防止対策、損害賠償等の請求 ] 調停委員 小 室 直 人 (長) 大 川 立 夫 木 俣 正 夫	調 停	申 請 昭54. 1. 24 受 付 54. 1. 24 受 理 54. 1. 26 終 結 54. 7. 9	昭和54年度 7回 合 計 7回
昭和54年(調)第3号(堺鉄材加工工場)事件 [ 堺市における鉄材加工工場から発生する騒音・振動による被害に対する損害賠償等の請求 ] 調停委員 谷 口 知 平 (長) 喜田村 正 次 田 中 良太郎	調 停	申 請 昭54. 6. 21 受 付 54. 6. 21 受 理 54. 6. 22 終 結 54. 9. 6	昭和54年度 4回 合 計 4回

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>相手方工場から発生する騒音・振動により受けた被害に対し、慰謝料として総額4,896,000円の支払いを求める。</p>	<p>取下げ</p>
<p>計画中の高速道路大阪泉北線及び同線附属街路並びに阪和線立体高架化計画は、同建設によって惹起せられる公害問題を完全に解決しない限り取りやめよ。</p>	<p>打切り (理由) 当事者双方に歩み寄りがみられず合意の見込みがないと認められるため。</p>
<p>1 工事に伴う騒音・振動、地盤沈下及び悪臭を外に出さないような設備をするまで建設するな。 2 総額1,740万7,500円の支払いを求める。</p>	<p>調停成立 1 相手方は、昭和53年10月14日付けの覚書を遵守すること。 2 相手方は、特定建設作業をするに際し、午前8時から午後5時までの間、工事敷地境界線から30mの地点において75ホンを超える騒音及び午前8時から午後5時まで工事敷地境界線において75デシベルを超える振動を発生してはならないこと。 その余の時間においては、相手方は、特定建設作業による騒音・振動を発生してはならないこと。 3 相手方は、申請人に対し、総額150万円を慰謝料として支払うこと。</p>
<p>1 工場を移転すること。 それが困難な場合は、一切の騒音を出さない措置を講ずること。 2 昭和25年から今日に至るまでの29年間、騒音により受けた精神的慰謝料として5,220万円を支払うこと。 また、今後、騒音が止まるまでの間、1日につき5,000円を支払うこと。 3 昭和25年から今日までの29年間に受けた家屋の損料1,500万円を支払うこと。</p>	<p>打切り (理由) 当事者双方に歩み寄りがみられず合意の見込みがないと認められるため。</p>